赤穂市学校給食の非喫食者支援に関する要綱を次のように定める。

令和８年１０月２３日

赤穂市長　牟　禮　正　稔

赤穂市訓令甲第６５号

赤穂市学校給食の非喫食者支援に関する要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、食物アレルギー等やむを得ない事情により、恒常的に学校給食を喫食できない園児、児童及び生徒（以下「児童等」という。）の保護者の経済的負担の軽減を図り、もって市民の子育て支援を推進することを目的に、学校給食費に相当する額として赤穂市学校給食の非喫食者支援金（以下「支援金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　学校給食費　学校給食法（昭和２９年法律第１６０号）第１１条第２項に規定する学校給食費をいう。

⑵　保護者　学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第１６条に規定する保護者をいう。

⑶　対象児童等　住民基本台帳法（昭和４２年法律第８１号）に基づく本市の住民基本台帳（以下「住民基本台帳」という。）に記載されている者であって、市内に居住し、次のいずれにも該当するものをいう。

ア　学校給食センターが給食を提供する幼稚園、小学校若しくは中学校又は赤穂特別支援学校の小学部若しくは中学部（以下「学校等」という。）に在籍している児童等

イ　重度のアレルギー、宗教上の理由等やむを得ない事情により、恒常的に学校給食を喫食することができず、代替食として弁当等を持参している者

（交付対象者）

第３条　支援金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、対象児童等の保護者であって、住民基本台帳に記載され、市内に居住するものとする。

（支援金の額）

第４条　支援金の額は、交付対象者が負担する対象児童等の学校給食費の実費を限度として、支援金の交付を受けようとする年度における対象児童等の学校給食費単価に代替食を持参した日数を乗じて得た額(国又は地方公共団体の負担において学校給食費の給付を受けている場合は、当該給付を受けた額を控除した額）とする。

（交付申請）

第５条　支援金の交付を受けようとする交付対象者（以下「申請者」という。）は、市長が定める期日までに、赤穂市学校給食の非喫食者支援金交付申請書兼請求書（様式第１号）を対象児童等が在籍する学校等の校長又は園長（以下「学校園長」という。）を経由し、市長に提出しなければならない。

２　市長は、学校園長を通じて、交付対象者に支援金の申請について周知を行ったにもかかわらず、交付対象者から前項に規定する期日までに申請書の提出が行われなかったときは、支援金の交付を辞退したものとみなす。

（交付決定）

第６条　市長は、前条第１項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、支援金の交付の可否を決定し、赤穂市学校給食の非喫食者支援金交付（不交付）決定通知書(様式第２号)により、申請者に通知するものとする。

（支援金の交付）

第７条　市長は、前条の規定により支援金の交付の決定（以下「交付決定」という。）を受けた申請者に対し、支援金を交付する。

（交付決定の取消し等）

第８条　市長は、交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定を取り消し、既に交付した支援金の全部又は一部を返還させることができる。

⑴　第３条に規定する交付対象者に該当しなくなったとき。

⑵　虚偽その他不正な手段により支援金の交付を受けたとき。

（補則）

第９条　この要綱に定めるもののほか、支援金を交付することに関し必要な事項は、市長が別に定める。

付　則

この要綱は、公布の日から施行し、令和８年４月１日から適用する。

様式第１号（第５条関係）

赤穂市学校給食の非喫食者支援金交付申請書兼請求書

年　　月　　日

赤穂市長　宛

申請者（保護者）
住　　所
氏　　名
電話番号　　（　　）

支援金の交付を受けたいので、赤穂市学校給食の非喫食者支援に関する要綱第５条第１項の規定により、次のとおり申請（請求）します。

対象児童等	フリガナ		
	氏　　名		
学校園名	学　　年	学校　・　幼稚園	年
学校給食費	期　　間	年　月　日から　年　月　日まで	
	金　　額	１食　円×代替食を持参した日数　日＝　円	
学校給食費に係る国等からの給付の有無		有（　円／年額）　・　無	
支援金交付申請（請求）額		円	
※振込先指定口座（口座名義人は申請者（保護者）と同一であること。）			
金融機関		銀行・農協・漁協　本・支店 信用金庫・信用組合　本・支所　出張所	
預金種類	１ 普通　２ 当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義人			

確　認　同　意　書

市が支援金の交付決定の審査を行うため、住民基本台帳等必要な書類を閲覧することに同意します。

申請者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

※以下の欄は学校園が記入するので、保護者は記入しないでください。

代替食喫食証明

（　　）年度分

児　童　等	氏名		学年	年
昼食の形態	弁当持参　・　その他（　　）			

上記の者は、恒常的に学校給食を喫食することができず、代替食を喫食していることを証明します。

年　　月　　日

学校・幼稚園

校長・園長

様式第２号（第６条関係）

赤穂市学校給食の非喫食者支援金交付（不交付）決定通知書

第　　号
年　　月　　日

様

赤穂市長　　印

年　　月　　日付けで申請のあった支援金の交付については、赤穂市学校給食の非喫食者支援に関する要綱第６条の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

児童等氏名	
決定区分	□　交付する　　□　交付しない
交付決定額 （算定期間）	円 （　　年　　月　　日から　　年　　月　　日までの期間）
交付しない理由	